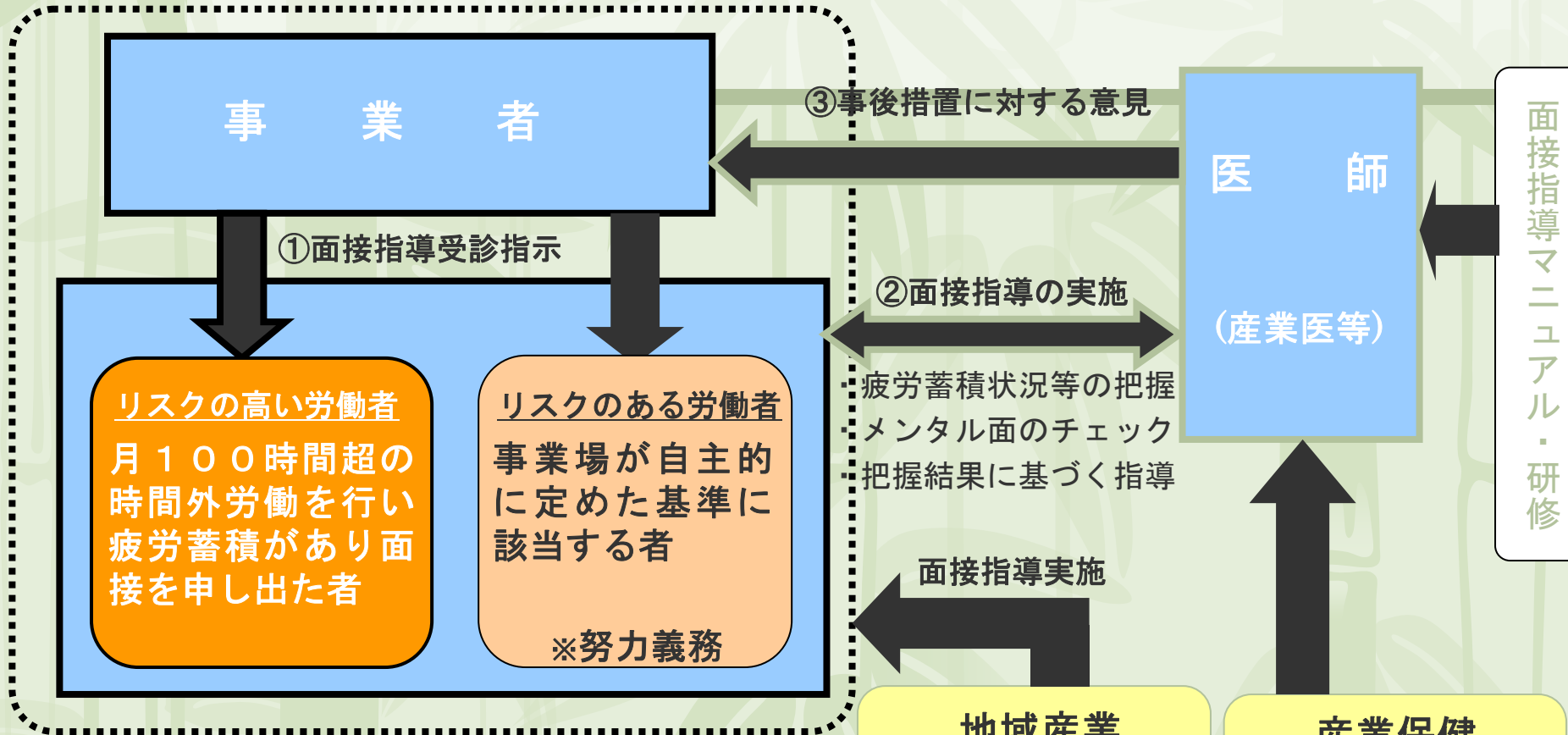


定期健康診断項目改正（H20年4月施行）

労働安全衛生規則第44条

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 7 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 8 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- 9 血中脂質検査
（LDLコレステロール、HDLコレステロール、TG）
- 10 血糖検査（ヘモグロビンA1cでも可）
- 11 心電図検査

長時間労働者等に対する面接指導制度



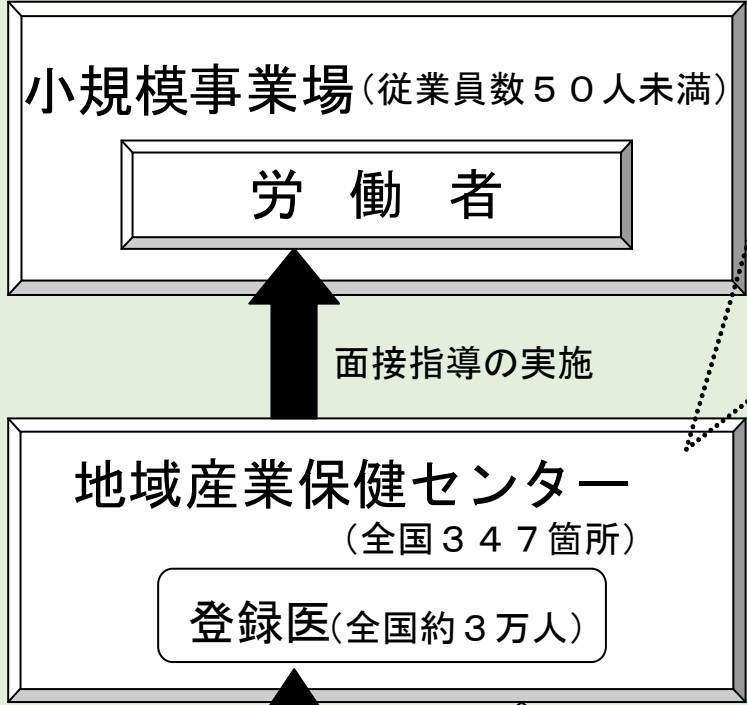
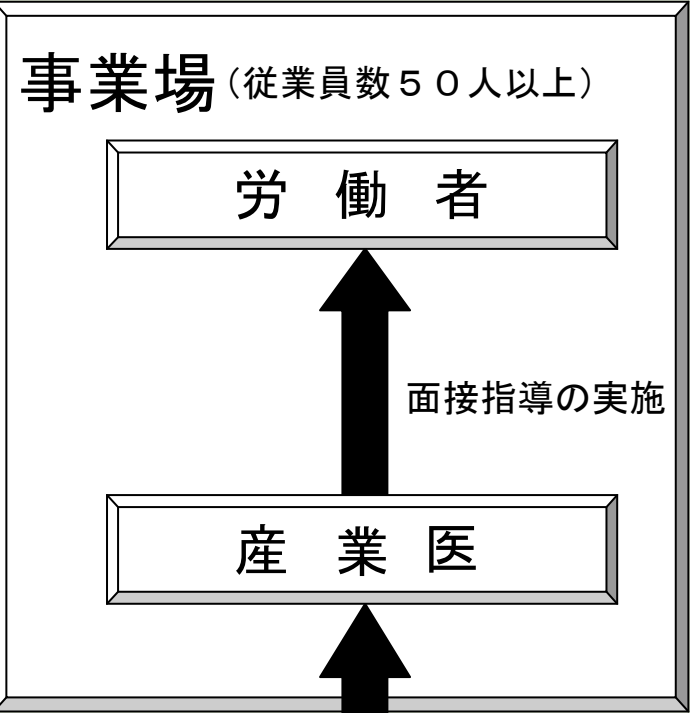
※事業者は、面接指導の結果を踏まえ、休暇付与、作業の軽減等の必要な事後措置を行う。

効果

過労死・過労自殺等の未然防止、
早期発見・早期治療

面接指導制度の創設に向けた国の支援

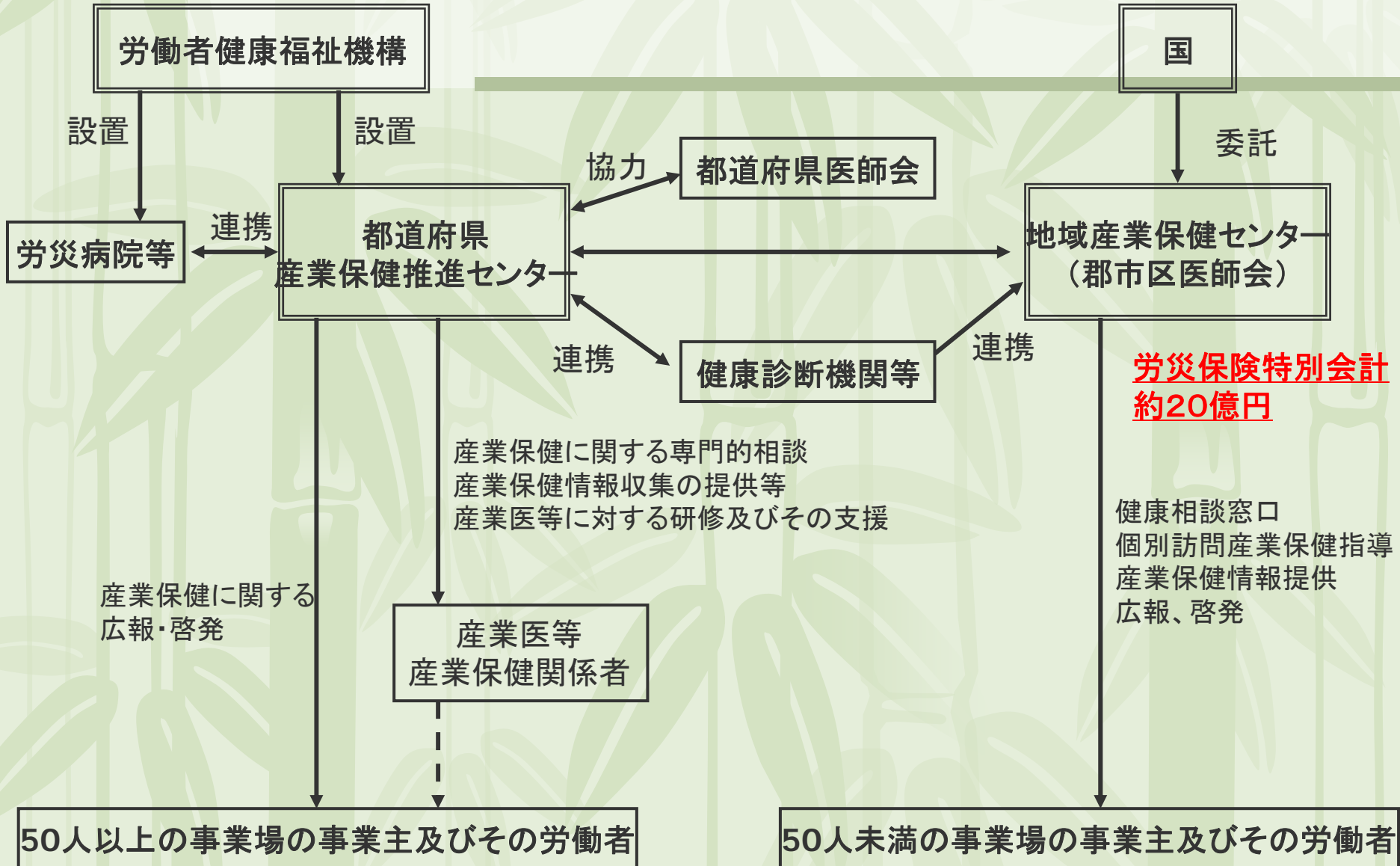
- 産業医に対して面接指導に関する研修の実施。
- 地域産業保健センターにおいて小規模事業場に対して無料で面接指導を実施。
- 面接指導マニュアルを産業医に提供。



- 委託事業として実施して通常は、受託者の施設に開設 (なお、駅前の区役所内に開設している例もある。)
- 小規模事業場に対し、週2日程度
・健康相談 (メンタルヘルス相談含む) 窓口開催
・事業場への訪問指導を実施
- 拡充センター (84箇所) においては、
・夜間、休日にも相談対応
・メンタルヘルス相談窓口の回数の増
・事業場への訪問指導の回数の増

国 (厚生労働省)

地域産業保健センター及び都道府県産業保健推進センターについて



(現状)

